

令和2年5月28日

葛飾区長 青木 克徳

特別定額給付金に関するご要望についてお答えいたします。

はじめに、回答に時間を要してしまったこととお詫び申し上げます。

まず、DV等被害者への給付についてお答えいたします。

DV等被害者への対応については、ご要望にもあります総務省の通知のとおり、本人から申出を受けまして、本人から届出のあった居所に5月12日に特別定額給付金の申請書を送付し、葛飾区に返送されたものから、順次支給しているところです。

次に、外国人や障がい者ほか配慮が必要な市民への対応についてお答えいたします。

外国籍の方にはホームページに各国語の案内及びわかりやすい日本語を添付しております。また、ホームレスやネットカフェ生活者についても、基準日に日本国内に居住していれば、基準日以降の届出でも住民票を置いた自治体から特別定額給付金が支給されます。葛飾区においても、定期的に住民票の異動データを抽出し住民票を登録した方の把握に努めていきます。さらに様々な相談に応じられるようにコールセンターを5月7日から開設しています。

今後、あらたな「給付金」等が実施される場合の申請書の宛先及び振込先についてお答えいたします。

まず、今回の特別定額給付金の申請書の宛先については、ご承知のとおり、総務省の通知では特別定額給付金の受給権者は「住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主」と規定されており、世帯主を宛先として送付しています。また、DV等被害者をはじめ、未成年者での施設入所者、里親制度の利用者などについては、総務省の通知に基づき、個別に丁寧な対応を行っているところです。

次に、今回の特別定額給付金の振込先については、総務省の規定のとおり世帯主もしくは代理人申請があった場合は代理人とさせていただきます。

一方、DV等被害者をはじめ、未成年者での施設入所者などは世帯主とは別に本人への入金となっています。

今後、あらたな「給付金」等が実施される場合は、現段階では、区としては国からの通知に基づいた申請書の宛先及び振込先で実施したいと考えております。

区としては出来るだけ早く区民の方のお手元に特別定額給付金が確実に届くように鋭意努力しているところでございます。今後とも葛飾区政に対する貴重なご意見を賜りますようお願い申し上げます。